

平城遺跡博物館構想について

平城宮跡を遺跡博物館 (Site Museum) として整備活用するという方針が昭和43年度に文化庁が出してから既に10年を経た。その間文化庁と共に当研究所も構想確立と事業実施のために努力を重ね、昨年度その基本構想を固めることができた。しかも昭和55年度からの事業着手を強く要望している段階であり、またこの構想についてはなお考察を進め、研究所の将来を見極める必要があると考えるので、今までの経緯を主として、ここでまとめておきたい。

構想策定の経緯 平城宮跡全体の整備計画については、古くは昭和39年に故森一雄氏(当時奈良市都市計画課嘱託)、40年に西山卯三氏等「奈良計画グループ」、41年に奈良県、42年に当研究所、43年には奈良女子大・当研究所などから提案もしくは資料提出があった。しかし文化庁自体が正式に取り組んだのは昭和43年5月である。この時「平城宮跡保存整備準備委員会」が発足し、45年10月までに3回開催された。この委員会が結成された契機としては、①昭和38年度以来の宮跡指定地の国有化第1次計画(東院地区を除くほぼ全域)が終了したこと、②東院地区保存の方向が定まったこと、③収蔵庫・展示棟(現平城宮跡資料館と第1、第2収蔵庫)の予算が決り、これをオーソライズする必要があったことなどであった。この結果、覆屋建設、収蔵庫・資料館建設(平城宮跡発掘調査部バラック生活の解消)などが実施されたが、その間に全体構想については次のような方針がまとまった。

- (1)平城宮跡は遺跡博物館として整備活用を図ること。
- (2)宮跡全体をいくつかの地区に分けて、地区ごとに整備計画をたてる必要があること。
- (3)将来、建物、築地、庭園等についてある程度の復原を行うこと。
- (4)管理施設、展示施設、便益施設等を適切に設置すること。
- (5)宮内を通過する道路、軌道の取扱い、宮跡と関係の深い旧朱雀大路、羅城門跡の保存についても検討すること。

この後5年程、飛鳥・藤原地域の保存問題などのために中断したが、東院地区の国有化計画(奈良県による先行取得)予算が決定したことを契機に、昭和49年3月に新たに「平城宮跡保存整備委員会」が発足した。同年10月の第3回委員会で次のような基本的方向が了承された。

- (1)平城宮跡は、発掘調査を行いつつ遺跡博物館として整備するものとする。
- (2)平城宮跡整備のための地区々分とその整備内容は次のとおりとすること。
 - (a)第一次内裏・朝堂院西方地区 全体として緑地化を図るとともに管理施設、展示施設等をこの地区内に設置する。
 - (b)第一次内裏・朝堂院地区 建物復原を含めた遺跡の復元的整備を図る。
 - (c)第二次内裏・朝堂院地区 従来の基壇修景及び遺構展示方式等により遺跡の復元的整備を推進する。
 - (d)第二次内裏・朝堂院東方地区 庭園の復原等主として遺跡の復元的整備を行う。

(3)宮内道路の整備，宮城南面築地の復原的整備，水系整備等及び利用者のための各種管理施設，便益施設の整備を行うこと。

この間，より具体的に計画を進めるにはワーキング・グループが必要であるとされ，当研究所では従前の調査指導委員会に整備問題を加え「平城・飛鳥藤原宮跡調査整備指導委員会」を昭和49年4月に発足させた。また同年9月には「平城宮跡整備基本計画策定に関する小委員会」を発足させ，52年3月までに略式を含め7回の会議を開いた。一方文化庁は遺跡博物館の具体案を作成するため，50年度から作業の実施を当研究所に依頼してきており，その第1弾としてまとめたのが「平城遺跡博物館基本構想資料」（52年3月。文化庁）である。

基本構想案の概要 先述の「構想資料」をもとに文化庁は昭和53年5月に「平城宮跡保存整備調査研究会」（「——保存整備委員会」と同一）を開き，「特別史跡平城宮跡基本構想案」を発表した。「構想資料」の骨子を行政的にまとめてはいるが内容は同一である。以下とり混ぜて概要を述べる。

（基本方針） 宮跡を広く一般に公開できるように整備管理することを目的とするが，あくまで遺跡の保存が第一義であり，かつ①発掘調査とその関連研究，②発掘・研究成果の公開・展示，③遺跡の保全・整備等の技術開発，の3つの機能を調和させつつ計画を進めるものとする。その上で，①発掘完了区域，②当面発掘区域（事業開始から約10年間の予定），③将来発掘区域という区分を考え，整備パターン④管理・研究・収蔵施設地区 ⑤建物等復原展示地区（建物その他の工作物の復原により平城宮の規模・構成等を表示する）⑥遺構展示地区（覆屋方式などで遺構そのものを展示）⑦遺構配置表示地区（④⑤⑥以外の造園の手法などにより遺構の配置・規模を地表に表示）⑧池沼・湿原地区（水系整備，地下遺構・遺物の保護，修景のため）⑨緑地・草園地区（主に未発掘地区で，多目的利用空間とする）⑩外周緑陰帯（宮跡を周囲の都市的活動から保護するため）⑪南面地区（二条大路，朱雀大路北端を含む地区）を組み合わせている。それらの基本的な配置は（口絵にその写しをあげた）図面のとおりにしている。

（段階的整備計画） 計画が長期にわたるため第1期整備を約10年とし，それを第1次，第2次の5年ずつに分けている。第2期は第1期の進行をみてから検討するとしている。以下現段階の実施計画とも合せて説明すると，第1次整備段階以前の基礎的準備段階というのは，追加指定や国有化の推進，第2次内裏・朝堂院地区の整備完了，宮跡隣接地への研究・収蔵等管理施設の建設，便益施設の整備，多目的利用園地の整備，汚水・雨水の流入・流出対策という内容である。これらは一部を除いて今年度中にほぼ終了する予定である。55年度から始まるようにする第1次整備段階の5ケ年には，南面地区の整備，外周緑陰帯，管理施設，池沼・湿原の整備，東院庭園の復原，覆屋周辺地区の整備充実，朱雀門復原の発足などが，当面急ぐべき事項としてあげられている。第2次以降は構想資料では項目をあげているが，実施計画との組み合わせはまだである。予算的なことを別としても，建物復原の技術的問題，管理組織の確立，研究所機能との調整など解決すべき問題が山積しているといえよう。 （安原 啓示）